

商品販売委託契約書

(以下「甲」という) と、
(以下「乙」という) とは、次のとおり商品販売委託契約を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、甲が製作するオリジナルハンドメイド作品の販売にあたり、乙に対し販売業務等を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (乙の受託業務)

乙は、前条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- (1) 商品の販売
- (2) 代金の回収
- (3) 商品の広告、宣伝その他前2項に付随・関連する業務

第3条 (販売価格)

乙は、甲の指定する販売価格に基づき商品を販売する。

第4条 (利用登録)

甲は、所定の利用登録申込書に身分証明書のコピーを添付し登録申請を行う。

第5条 (契約期間)

本契約の契約開始日は、契約書面・利用登録申込書の提出後利用承認された日とし、期間は、開始日に関わらず、原則として1ヶ月単位（毎月1日～末日）とする。

第6条 (契約更新)

毎月18日までに、翌月分のスペースレンタル料を入金することで、本契約書と同一の内容での契約更新とする。

第7条 (契約終了)

1. 甲は、契約を更新しないときは、契約終了希望月の18日までに乙に申し出ることとし、契約終了日は希望月の末日とする。
2. 契約終了申し出が18日を過ぎた場合は、翌月末での契約終了とする。

3. 乙は、甲と協議の上契約終了日までに商品の撤去をおこなう。
4. 甲は、原則として、契約終了日から1か月以内に撤去された商品を回収する。ただし、甲が回収できない場合は乙が代行し、その際にかかる費用は甲が負担する。
5. 契約終了日から最長1か月間は商品を保管するが、次の各号のひとつに該当したときは乙の判断で処分できることとする。その際甲は一切の請求権を失う。
 - (1) 1か月を過ぎても回収が行われない場合
 - (2) 契約終了以降に甲と連絡が取れない場合
 - (3) 乙により返却した商品が返送された場合
 - (4) 商品回収の意思がないと判断される相当の理由がある場合
6. 契約終了後、HPに掲載した甲に関する情報については削除される。

第8条（期限の利益の喪失）

甲乙において次の各号のひとつに該当したときは、当該当事者は相手方からの何らの通知催告を要せず、本契約により相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を支払うものとする。

- (1) 本契約の条項に違反したとき
- (2) 租税公課の滞納処分を受けたとき
- (3) 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等強制執行を受けたとき
- (4) 破産、会社更生、民事再生の手続開始申し立てをし、またはこれらの申し立てがなされたとき
- (5) 解散、合併、会社分割または事業の全部または一部の譲渡を決議したとき
- (6) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
- (7) 財政状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

第9条（契約解除）

1. 甲乙は、相手方が前条第1項第(2)号ないし(7)号のひとつに該当したときは何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとする。
2. 相手方が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、当該期間内に履行しないときも前項と同様とする。
3. 商品の撤去については、第7条第3項ないし5項の「契約終了」を「契約解除」と読み替えて準ずる。

第 10 条（スペースレンタル料）

1. 甲が乙に対して支払う商品の展示スペースレンタル料は、ひと月あたり 500 円に消費税を加算した額とする。
2. 月途中の契約開始日の場合であっても、ひと月分のスペースレンタル料とする。
3. 第 9 条、第 24 条および第 27 条に基づき契約解除となった場合、スペースレンタル料の返金はしない。

第 11 条（手数料）

1. 甲が乙に対して支払う販売手数料は、商品の販売価格（税別）の 30%とし、消費税は乙が別途徴収する。
2. 販売手数料に端数が出た場合は切り捨てる。
3. 商品の販売及び保管に必要な経費は乙の負担とする。
4. 商品の納入、返品及び商品代金の入金に必要な経費は甲の負担とする。
5. その他の手数料に関しては、甲乙協議の上、別途、定めるものとする。

第 12 条（報告・代金の支払い）

1. 乙は、ひと月の商品販売売上について月末締めし、翌月 5 日以降に甲に報告する。
2. 乙は、月末までに集金した商品代金から、第 11 条で定めた手数料を差し引いた金額を、翌月 10 日までに店頭もしくは振込により支払うものとする。
3. 甲は、利用登録申込書の内容に変更が生じた場合は速やかに乙に届け出る。

第 13 条（納品・検査）

1. 甲は、持ち込みもしくは郵送により随時商品を納品する。その際は所定の納品書を添付する。
2. 甲は、商品を納品する際、必ず商品の検品及び納品書との照合を行う。
3. 乙は、甲から商品の納入を受けた際、必ず商品の検品及び納品書との照合を行う。

第 14 条（瑕疵担保）

乙は、前条に基づき照合を行った結果、数量の不足もしくは商品の欠陥があった場合には速やかに甲に申し伝えることとし、甲はこれに対し不足商品の納入、代品納入または補修を行うものとする。

第 15 条（商品管理）

乙は、甲から納品された商品を善良な管理者の注意をもって管理する。

第 16 条（出品商品）

1. 出品できる商品は、契約者オリジナルハンドメイド作品に限ることとし、以下の商品の出品はできない。
 - (1) 既製品
 - (2) オーダーのみを目的としている
 - (3) 著作権、肖像権などに抵触している
 - (4) 商用利用不可の材料を使用している
 - (5) 政治、宗教、思想に関わる商品
 - (6) 他の団体等への加入を宣伝する商品
 - (7) 特定の人物等の名誉を著しく侮辱している
 - (8) 公序良俗に反している
 - (9) 年齢制限のある商品
 - (10) 食品、薬品、薬物、匂いの強い物、危険物、動物、液体、化粧品
 - (11) 銃火器
 - (12) 重すぎるもの、スペースに収まらないもの
 - (13) 法に反するもの
 - (14) 管理上、風紀上好ましくないと判断されるもの
2. 前項に係わらず、当店のイメージとかけ離れている商品と判断した場合には、出品をお断りする場合がある。

第 17 条（補償）

1. 乙は商品管理を徹底する。ただし、以下の場合には補償責任を負わない。
 - (1) 購入者の過失による紛失、万引き、盗難
 - (2) 商品の素材の特性による変色や変形、接着不良など、契約者による製作方法に起因した破損
 - (3) 天変地異など不測の事態による破損
2. 乙の明らかな過失による商品の破損があった場合は、その商品の販売価格を支払うことにより補償するものとする。

第 18 条（欠陥）

1. 甲は、乙を通じて販売する商品に欠陥がある場合は、速やかに乙に申し伝える。
2. 購入者から商品の欠陥が報告された場合、甲は速やかに修理・返品交換・返金に応じることとし、それにより発生した費用は甲が負担する。
3. 商品について甲と購入者との間で生じたトラブルに関しては、乙は一切責任を負わない。

第 19 条（所有権の移転）

商品の所有権は、乙が第三者に販売して引き渡した時に甲より第三者に直接移転するものとする。

第 20 条（権利譲渡の禁止）

1. 本契約により生ずる権利は甲乙のみに帰属する。
2. 甲乙は、本契約より生ずる権利を第三者に譲渡、貸与、継承、売買、または質権の設定他担保に供すること等をしてはならない。

第 21 条（権利義務の譲渡禁止）

甲乙は、本契約の地位を第三者に譲渡、あるいは本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、または担保に供することはできない。

第 22 条（再委託の禁止）

乙は、受託業務を第三者に再委託してはならない。

第 23 条（守秘義務）

甲乙は、本契約履行上知り得た相手方の営業上の秘密、商品販売及び製造技術上の秘密・情報を、本契約中はもとよりその終了後においても第三者に漏洩してはならない。乙の店舗スタッフについても同様に監督するものとする。

第 24 条（損害賠償）

1. 甲乙は、以下の条件に該当したときは本契約を解除する。
 - (1) 10 日以上連絡が取れなかったとき
 - (2) 3 か月以上連絡なく納品が無かったとき
 - (3) オーダーの指定納品日に連絡なしに納品が無いとき
 - (4) 指定された日までに入金がないとき
 - (5) トラブルを起こしたとき
 - (6) SNS 等において誹謗中傷、名誉棄損、プライバシー侵害をしたとき
 - (7) 双方に対して誹謗中傷にあたる言動があるとき
 - (8) 利用登録申込書への虚偽記載が判明したとき
 - (9) 商品販売委託契約および委託販売利用規約に反していると判断されたとき
2. 商品の撤去については、第 7 条第 3 項ないし 5 項の「契約終了」を「契約解除」と読み替えて準ずる。

第 25 条（紛争解決）

本契約からまたは本契約に関連して紛争が生じた場合には、甲乙は友好的に解決するよう合理的な努力をするものとする。

第 26 条（不可抗力免責）

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、輸送機関・通信回線の事故その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

第 27 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ契約を締結するものでないこと。
 - (3) 契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 甲乙の一方について、契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして契約を解除することができる。
 - (1) 前項(1)または(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(3)の確約に反する行為をした場合
3. 商品の撤去については、第 7 条第 3 項ないし 5 項の「契約終了」を「契約解除」と読み替えて準ずる。

第 28 条（協議）

本契約に定めのない事項、別途定めた規約にない事項、および本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ決定する。

以上本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印